早稲田大学図書館規則

（1949 年９月 15 日示達）

《所管：教務課長》

改正　2007 年３月 31 日規約第 06―31 号の 25　　2009 年３月 31 日規約第 08―86 号の１
　　2011 年１月 14 日規約第 10―72 号の１　　2016 年２月５日規約第 15―71 号

（図書館の設置）

第１条　本大学に早稲田大学図書館（以下「図書館」という。）を置く。

２　図書館は次の館より構成される。

一　中央図書館

二　高田早苗記念研究図書館

三　戸山図書館

四　理工学図書館

五　所沢図書館

３　前項各号に定める図書館の組織および運営については、別に定める。

（館長）

第２条　図書館に、１人の館長を置く。

２　館長の任期は２年とする。ただし、館長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（館長の兼任制限）

第３条　館長は、学術院、学部、大学院研究科、学校または附属機関の長を兼ねることができない。

（館長の職務）

第４条　館長は、図書館の管理および運営を統括し、図書館を代表する。

２　館長は、図書館等の全学的連携強化を図る。

（館長の嘱任）

第５条　館長は、本大学の任期の定めのない教授の中から、大学が嘱任する。

（副館長）

第６条　図書館に、館長を補佐するために、副館長２人以内を置くことができる。

２　副館長は、館長の推薦に基づき、大学が嘱任する。

３　副館長の任期は、館長の任期に従う。

（顧問）

第７条　図書館に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、館長の推薦によって、大学がこれを嘱任する。

（事務組織）

第８条　図書館に関する事務組織は、早稲田大学事務組織規則（1987 年庶文達第 20 号の１）をもって別に定める。